

自転車交通違反の反則金

以下は、令和8年4月1日から適用される自転車交通違反の反則金です。
対象になる交通違反は、113種類あるため、主要な違反を抜粋しました。

主な自転車の交通違反と反則金（令和8年4月1日～）



携帯電話を使用しながら自転車を運転する行為
違反名：携帯電話使用等（保持）
反則金：12,000円

自転車で信号無視をする行為
違反名：信号無視
反則金：6,000円



一時停止をしないで交差点に進入
違反名：指定場所一時不停止等
反則金：5,000円



道路標識



道路標示

自転車での歩道通行ルール

自転車で道路右側を通行したり、歩道を走行する行為
違反名：通行区分違反
反則金：6,000円

1. 歩道を通行できるとき

- ①道路標識・道路標示で歩道を通行することができるかとされている
- ②13歳未満若しくは70歳以上又は一定の身体障害を有する方
- ③車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないとき

2. 歩道通行のルール

- ①歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止をしなければならない
- ②「普通自転車通行指定部分」が設けられていて、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行できる

※注釈※

自転車は車道通行が原則ですが、条件によっては、普通自転車で歩道を通行することができます。詳しくは右の「自転車歩道通行ルール」をご覧ください。

傘差し運転やイヤホンで周囲の音が聞こえないような状態で自転車を運転するなど、群馬県の公安委員会が定められた遵守事項に違反した場合
違反名：公安委員会遵守事項違反 反則金：5,000円

横断歩道を横断中の歩行者を妨害する行為
違反名：横断歩行者等妨害等
反則金：6,000円

夜間、自転車を無灯火で走行する行為
違反名：夜間のライト点灯義務違反
反則金：5,000円

自転車で並進する行為
違反名：並進禁止違反
反則金：3,000円

自転車で2人乗りをする行為
違反名：軽車両乗車積載制限違反
反則金：3,000円

取締りの基本的な考え方

- 自転車の交通違反の取締りは悪質・危険な行為が対象です。
- 単に歩道を通行しているといった違反だけでは、これまでと同様に「指導警告」が行われるなど、基本的に取締りの対象になることはありません。
- ※悪質・危険な行為とは、違反をして歩行者を驚かせたり、立ち止まらせた場合や警察官の警告に従わないで違反を継続した場合等です。

交通反則通告制度とは

運転者がした一定の道路交通法違反につき、違反者が警察の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度

【反則通告制度の流れ】

反則行為
定型な違反
信号無視
一時不停止
携帯電話使用
等

